

【別紙】足寄町介護従事者就業支援等補助金

支 援 区 分	雇用形態	町内に住所を有する方			町外から転入される方		
		介護福祉士等の資格を有する方	それ以外の資格を有する方	無資格の方	介護福祉士等の資格を有する方	それ以外の資格を有する方	無資格の方
1. 就業支援補助金	就職支度金	一律 10 万円	一律 10 万円	一律 10 万円	一律 10 万円	一律 10 万円	一律 10 万円
	就業支援金	継続 1 年間就業 25 万円 1 年経過ごとに 25 万円 5 年間限度で総額 125 万円	継続 1 年間就業 15 万円 1 年経過ごとに 15 万円 5 年間限度で総額 75 万円		継続 1 年間就業 25 万円 1 年経過ごとに 25 万円 5 年間限度で総額 125 万円	継続 1 年間就業 15 万円 1 年経過ごとに 15 万円 5 年間限度で総額 75 万円	
					家賃 2 ヶ月分、敷金及び礼金 並びに転居に係る運送費用 ※限度額 25 万円 ※町内賃貸住宅に限る	家賃 2 ヶ月分、敷金及び礼金 並びに転居に係る運送費用 ※限度額 25 万円 ※町内賃貸住宅に限る	
2. 住宅準備支援補助金							

3. 支度準備補助金	(1)常勤雇用であって、止むを得ず町外から通勤される方については支度準備金として一律 10 万円を支給する
	(2)非常勤雇用であって、町内に居住されている方については支度準備金として一律 5 万円を支給する

(1)資格要件

- ①「介護福祉士等の資格」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、資格訓練士、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、看護師及び准看護師、栄養士、歯科衛生士等の国家資格をいう。
- ②「それ以外の資格」とは、介護福祉士等の資格以外の介護職員初任者研修、実務者研修、旧 2 級ヘルパー等の介護業務に関する資格をいう。
- ③「無資格」とは、上記各号に定める介護業務に関する資格を有していない場合をいう。

(2)支給要件

- ①平成 29 年 4 月 1 日以降、新たに町内の民間介護保険施設等に常勤雇用として就職する介護従事者であって、雇用開始以前 5 年間において、町内及び本別町内、陸別町内の介護保険施設等に雇用されていない方。

②町税又は町が賦課した使用料等、町に納付すべきものの滞納がない方。

③就業支援補助金については、上記①②の支給要件を満たす方であって、足寄町内に住所を有する方を対象とする。

④住宅準備支援補助金については、上記①②の支給要件を満たす方であって、足寄町内の介護保険施設等に従事するために足寄町外から転入される方を対象とする。

(3)支度準備補助金については、上表に定める方を対象に支給する。なお、上記に定める資格要件は問わないものとする。